

「第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（改定素案）」に関する
支援関係機関・市町村への意見照会結果について

(1) 対象

県内支援関係機関及び市町村

(2) 方法

「第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（改定素案）」を資料として添付し、
意見照会を行った。

(3) 期間

平成30年12月20日（木）～平成31年1月11日（金）

(4) 意見の概要

・意見提出件数 13件

・意見提出者数 4団体

・意見別の内訳

意見内容の分類	件数
1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携に関するもの	4
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの	7
3 県民・事業者の理解の促進に関するもの	0
4 犯罪被害者等を支える人材の育成に関するもの	0
5 その他 (計画全体に関する意見や計画の推進、構成等に関するものなど)	2
合 計	13

・意見の反映状況

県の考え方	件数
A 計画に反映しました (ご意見の趣旨が既に盛り込まれている場合を含みます)	6
B ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします	6
C 計画に反映できません	1
D その他	0
合 計	13

番号	意見の概要	県の考え方	反映区分 団体名
1	<p>1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携に関するもの</p> <p>かならいんの運営等 ワンストップ支援センターには様々な形態があり得るが、どのような形態にするかは、地理的な問題や地域の実情、実現可能性などに応じて柔軟に検討されるべきものである。 この点、神奈川県は公共交通機関が発達しており、県内のどの地域からであっても拠点病院に赴くことはそれ程困難ではないと考えられ、このような地理的・地域的な実情に照らせば、病院拠点型のセンターについても検討されるべきである。 なお、神奈川県と人口規模の近い大阪府や愛知県には、病院拠点型のワンストップ支援センターが既に存在しており、神奈川県において設立困難であるとは考えにくい。</p> <p>「病院拠点型」には、迅速に医療支援を提供できる、散逸する前に適切に証拠を保全することができるといったメリットがあり、他方、「センター拠点型」には医療機関の負担が少ないとなどのメリットがある。 この点、被害者にとって必要不可欠な医療から始まる病院拠点型のメリットは非常に大きく、「病院拠点型」が被害者にとって有益であるならば、県として、医療機関の負担を軽減する施策の検討もあわせて「病院拠点型」のセンターの設置を検討すべきである。 したがって、少なくとも、「病院拠点型ワンストップ支援センターの設立につき検討する。」との文言くらいは計画に明記すべきである。 そのうえで、支援関係者や病院等から事例を収集するなどして、「かならいん」に限定せず、被害者にとって有益なワンストップ支援センターを設置することが、長期的な視点で被害者支援を検討する5年間の推進計画には必要である。</p>	<p>平成29年8月に開設した「かならいん」の広報の強化と相談・支援機能の充実に積極的に取り組みながら、ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、「病院拠点型」など、他都道府県での運営状況の情報収集を行い、支援の充実に役立てます。</p>	A 神奈川県弁護士会

番号	意見の概要	県の考え方	反映区分	団体名
2	<p>サポステの運営、充実 サポステと地方自治体との連携内容が具体的に記載されていないため、推進計画が想定している連携のあり方が明確ではない。</p> <p>自治体によっては犯罪被害者総合対応窓口が設置されていても機能していないところもあると思われる。十分機能していない自治体の実情を調査し、推進計画において県がイニシアティブをとって充実させるように働きかけをしていくべきではないか。</p>	市町村と連携し、講演会等を実施し、県と市町村が犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成します。県、県警察、民間支援団体、市町村で検討会を設け、具体的な支援の際の個人情報に配慮した連携の仕方などについて、検討する取組を実施します。また、総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化します。	A	神奈川県弁護士会
3	サポステとかならいんの広報 かならいんの広報については、電車内でステッカーが掲示してあるのを見るが、サポステの同様の広報がされているのは記憶がない。サポステとかならいんを併記することで広告費を削減し、より多くの媒体で広報すべきである。	県のたより、ポスターなど、併記が可能なものは、併記して広報しております。ご意見の趣旨は、今後、かながわ犯罪被害者サポートステーションと「かならいん」の広報の強化に取り組むにあたって、参考とさせていただきます。	A	神奈川県弁護士会
4	<p>20ページの「悪質商法被害への対応」について 案の内容に加えて、以下のような文言を加えた方が良いと思います。 ⇒また「消費者ホットライン188」により消費生活相談を行っている市町村の消費生活センターと連携して悪質商法被害に関する相談に応じます。</p>	計画に反映しました。	A	横須賀市
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの				7件
5	<p>(1) 経済的負担の軽減 ①生活資金の貸付 新規貸付の実績が少ない理由を探るべきである。そのうえで、申し込みが少ないのであれば、推進計画で広報を充実させるべきであるし、認められないケースが多いのであれば、ニーズと制度が合っていないのであるから貸付要件を見直すべきである。</p>	県警察を通じて、個々の被害者へのアナウンスを実施しており、必要な方へはすみやかに貸付を行える態勢を整えています。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。	B	神奈川県弁護士会

番号	意見の概要	県の考え方	反映区分	団体名
6	<p>(2) 法律問題の解決への支援 ① 法律相談 相談実績は、ここ数年では横ばい又は減少傾向にあると思われる。この点、被害者の相談要望を十分汲むことができていいか、相談要件を厳格にし過ぎていないかといったことを検証すべきである。それとともに、相談に繋がれない被害者がまだまだ多いのは実感するところであるから、相談実績を増加させることを課題として挙げるべきである。</p>	サポートステーションや「かならいん」の相談を通じて、神奈川県弁護士会や法テラス神奈川と連携させていただいており、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。	B	神奈川県弁護士会
7	P22 [施策の方向] 「支援を検討します。」で終わっているが、既に支援は実施していると思われるので、「検討」ではないのではないか。	市町村の取組との連携について、県、県警察、民間支援団体と市町村で検討会を設け、具体的な支援の際の個人情報に配慮した連携の仕方などについて検討し、連携した支援を強化していきます。	A	藤沢市
8	P25 「被害者の手引」の表現について 警察庁のパンフレットでも同じ名称が使われており、「被害者支援に関するリーフレット類」という意味と思われるが、「被害者の手引」という表現に違和感がある。	「被害者の手引」は、国が定める第3次犯罪被害者等基本計画においても表記され、全国的に使用されているものであり、現段階では被害者等の混乱を避ける意味でも現標記を継続します。	B	藤沢市
9	P29 ⑨被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備 の1つ目の○ 「支援が必要な殺人、性犯罪などの被害者等」 →被害者の種類を特定する必要はあるか? (「支援が必要な被害者等」ではないのか?)	より具体的に捉えやすいよう、代表的な罪名を例示として掲げています。	C	藤沢市
10	生活資金貸付については、利用実績が少なく、被害者等のニーズに沿った支援としては、少額であっても見舞金のような返済不要な経済的支援制度が望ましいと考えています。 そこで、県内市町村における経済的支援の拡充を進めるためには、大分県が実施しているような、市町村が見舞金制度を導入するにあたり県が支給額の半額を助成する等の制度が有効ではないかと考えます。	ご意見の趣旨は、「市町村の取組支援と連携の推進」に取り組むにあたって、参考とさせていただきます。	B	横浜市

番号	意見の概要	県の考え方	反映区分	団体名
11	経済的支援以外の日常生活支援に関して も、茅ヶ崎市が実施している家事介護支 援におけるヘルパー派遣のような新規事 業を市町村が実施する際に助成を行うこ とや、既存の保健福祉制度の活用に際し 必要な助言や調整等を行うなど、具体的 な市町村への支援等について御検討いた だきたく、お願ひいたします。	ご意見の趣旨は、「市町村の取組 支援と連携の推進」や「生活支援 の充実」に取り組むにあたって、 参考とさせていただきます。	B	横浜市
	3 県民・事業者の理解の促進に関するもの			0件
	4 犯罪被害者等を支える人材の育成に関するもの			0件
	5 その他（計画全体に関する意見や計画の推進、構成等に関するものなど）			2件
12	P5 市町村との連携（後押し）につい て。 県の連携や後押しは、条例や計画の策定 に取り組む市町村のみか？ 条例や計画 の策定に至らなくても、庁内や関係機関 との連携は進めていくと思われる。	総合的な対応窓口の体制など、 個々の市町村の状況に応じて、サ ポートステーションとの連携を強 化します。	A	藤 沢 市
13	被害者等支援は、本来、全国どこにお住 まいの方でも、同様に提供されることが 望ましいと考えます。現在は、いまだ全 国展開の途上で、都道府県また市町村に よって、相当の差異があります。これも 大きな課題のひとつだと認識していま す。 そこで、すでに条例等に基づき支援を実 施している県及び県下市町村を中心に協 議の場を設け、県下、または全国的に、 支援拡大の促進策を検討すること、ま た、その結果、必要に応じ、国への要望 等を行うことを盛り込んでいかがで しょうか。	ご意見の趣旨は、「市町村の取組 支援と連携の推進」に取り組むに あたって、参考とさせていただきます。	B	横 浜 市

